

新潟県議会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月13日

新潟県議会議長 佐藤 純

**新潟県議会議事規則第1号**

新潟県議会議事規則の一部を改正する規則

新潟県議会議事規則（昭和26年新潟県議会議事規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><b>第5条</b> 会期は、次のとおりとする。ただし、開会前に会期を変更する特別の必要があるときは、会期の初めに議会の議決により変更することができる。</p> <p>(1) 通常予算を審議する定例会は32日、その他の定例会は<u>21日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>第5条</b> 会期は、次のとおりとする。ただし、開会前に会期を変更する特別の必要があるときは、会期の初めに議会の議決により変更することができる。</p> <p>(1) 通常予算を審議する定例会は32日、その他の定例会は<u>18日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。